

埼玉アイスアリーナ貸切利用規約

本利用規約は、埼玉アイスアリーナ（以下「施設」）の2024年4月1日以降の貸切利用について定めたものである。
主たる改定部分はアンダーラインで示すものとする。

第1条 利用目的

1. 通常利用： アイススケート競技の為の練習、試合その他アイススケートを活用した営利目的ではない趣味やレクリエーション等
2. 商業利用： 商業目的の撮影や氷上でのイベント等

第2条 利用時間

一般営業時間を除く時間帯とする。最低利用時間は1時間とし、追加は30分単位とする。
一般営業時間にかかる貸切使用のご希望は別途協議し、施設が決定する。

第3条 入退場時間

場内への入場は貸切開始30分前からとし、貸切終了後は30分以内に施設から退出することとする。
貸切時間中は氷上、リンクサイドを含む場内及び駐車場とも当該貸切利用団体が優先とする。
最終貸切団体においては貸切終了後45分以内に駐車場からも退出することとする。

第4条 貸切区分

1. 定期団体： 1年を通して、固定の曜日・時間を週1.5時間以上利用する団体又は個人
2. 一般： 定期団体以外の団体又は個人

第5条 予約及び申込み手順

1. 定期団体は半期毎に貸切日程を決定する。夏季分（4月～9月）は2月中に冬季分（10月～3月）は8月中を目安に施設から各定期団体に通知し、各定期団体は所定の申込書を指定された期限迄に提出するものとする。
2. 一般及び定期団体の追加予約は、原則として貸切利用を希望する月の前月1日午前10時より申込を受け付ける。（例：4/1～4/30の期間の予約は3/1からの受付）貸切予約は空き状況を確認の上、施設ホームページ上の貸切利用申込フォームに必要事項を入力又は記入の上、利用日の前日15時までに指定された宛先にデータ送信またはFAX送信するか、施設フロント窓口に提出するものとする。申込が重なった場合は、①データ受信、②FAX受信、③フロント受領の優先順位で受付けるものとする。

第6条 貸切料金

利用目的	リンク	ご利用時間帯・条件	1時間(税込)
通常利用	メインリンク	0:00～08:45 までのご利用開始の場合	¥24,000
通常利用	メインリンク	18:00～23:45 までにご利用開始の場合	¥25,000
通常利用	サブリンク	一般営業時間外一律	¥14,000
商業利用	メインリンク	詳細・諸条件要相談	¥60,000

- ・上記以外の貸切利用（例：終日利用のアマチュア競技会、メインリンク・サブリンクとも一般営業休止を伴う全館貸切や商業利用の時間帯等）については別途協議により施設が決定する。但し、繁忙期12月～3月の土日祝日の一般営業時間帯は原則として貸切利用は受付けないものとする。
- ・利用者が貸靴を希望する場合は1足につき500円を徴収する。
- ・付帯設備等の利用料金は別途徴収する。

第7条 支払方法と条件

1. 定期団体の場合：各月末までに利用料金を完納すること。月初に利用月の請求書を施設より郵送若しくは手渡しを行う。各定期団体は請求書受領後、利用月末までに支払うものとする。支払いは指定銀行口座への振込、又は施設フロントにて現金払い（受付時間は10：00～17：45まで）とする。当月の貸切代未払いの団体においては翌月の貸切利用を制限するものとする。事前の連絡のない貸切代の未払い及び未使用はその後の予約を全て取り消すものとする。
2. 一般の場合：貸切利用日前日の15：00までに指定銀行口座へ振込むものとする。現金払いの場合は、遅くとも貸切利用日前日の15：00までにその旨を連絡した上で、ご利用開始前までに支払うものとする。
3. 領収書の発行は現金払いの場合のみとし、申込書団体名にて発行するものとする。銀行振込の場合は要請がない限り、原則として領収書の発行はしないものとする。
4. 悪天候・災害・競技会・その他の事由により、受付が困難の場合は上記の限りではないものとする。

第8条 キャンセル及び変更（定期団体・一般共通）

利用決定後の予約のキャンセルは原則として認めないものとする。但し、やむを得ない事由により利用できない場合は利用日をスライドし、別な日に利用することとする。また、やむを得ない事由によりスライドを申し込む場合には利用日前日の17：45までに当施設に連絡し了承を得るものとする。スライド日が多い団体には利用の制限を行う場合があるものとする。悪天候・災害・競技会・その他の事由により、当施設の利用が困難な場合にはキャンセル料は発生しないものとする。

第9条 転貸

貸切の転貸は一切認めないものとする。やむを得ない事由がある場合は該当利用日前日の17：45までに施設に申し出るものとする。無断転貸の場合にはペナルティとして該当貸切代の2倍の金額を請求するものとする。

第10条 利用上の注意

1. 施設に持ち込んだスケート靴、防具、その他手荷物、貴重品等は各団体にて管理徹底するものし、施設はそれらに関する責任は一切負わないものとする。
2. 救急箱を含む備品は必要に応じ、各利用団体が準備するものとする。
3. 場内設備、備品等の破損については破損させた団体の責任において修理実費を負担するものとする。
4. 氷上での飲食及び場内での飲酒は一切禁止とする。
5. 駐車場は所定の場所を使用するものとし、その管理責任は利用団体の責任者が負うものとする。
6. 各団体は集合場所や荷物置き場、ミーティング場所、ウォームアップ等で施設場外を利用する場合は近隣住民、他駐車場利用者等の迷惑になってはならない。各利用団体責任者は事故防止に最善の注意を払うものとし、万が一事故や苦情が発生した場合、当該団体の責任者が一切の責務を負い対処するものとする。

7. 氷上以外（場内外敷地、駐車場を含む）でのスティック及びパックの使用は一切禁止とする。
8. 安全上の理由により、整氷車が完全に氷上から上がり、扉が閉まるまで貸切利用者が氷上に上がることを、パックや物を投げ入れることを禁止する。また、整氷車が氷上内にある間は、貸切利用者がフェンスの上に物（上着、ドリンクボトル、その他）を置くことも禁止する。
9. 貸切終了後、速やかに忘れ物や落とし物等の確認をすること。破損したスティックや用具を含む全てのゴミは各団体が責任をもって持ち帰ること。また、ベンチ等の施設備品を使用する場合は当施設スタッフに事前に許可を得るものとし、使用した施設備品は使用後、館内からの退出時間内に現状復旧すること。
10. ベンチにスケート靴のままでは上がらないこと。氷上、リンクサイドに痰・唾・ドリンク類を吐かないこと。
11. 施設館内及び敷地内での喫煙は全面禁止する。 条例により近接の公園敷地内も全面禁煙の為、留意する事。違反の著しい利用者及び団体は、施設の利用をお断りするものとする。
12. ゴールポスト、コーナーマットの準備片付けは利用団体が責任をもって丁寧に扱う（例：ゴールポストを倒す場合は静かに行う）ものとする。 また、終了時の片付けは、整氷時間の妨げにならぬよう、貸切ご利用時間終了に合わせて速やかに行うものとする。
13. 本規約に著しく反する団体は利用をお断りする可能性があるものとする。

第12条 利用の不許可

貸切利用者が、次のいずれかに該当するときには利用を不許可とする。

1. 利用目的または内容が公の秩序または善良な風俗に反すると認められる場合。
2. 利用の内容または方法が当施設及び設備若しくは用具を毀損する恐れがあると認められる場合。
3. 当施設の管理上必要があると認められる場合。
4. 危険物、悪臭のするもの、その他、他の利用者の迷惑となるような物品を持ち込む恐れがある場合。
5. 他の利用者が迷惑するような服装または行為をする恐れがある場合。
6. 飲食物その他の物品を販売、又は陳列をしようとする場合。
7. 暴力行為等を起こす可能性のある団体及び集団。
8. 麻薬等の薬物を服用していると思われる者や喫煙、飲酒をする未成年者。
9. 他人に迷惑を及ぼす恐れのある者。
10. その他、法律に違反している者。
11. 酒気を帯び、錯乱状態の者。
12. 当施設の管理運営上支障があると認められるとき。
13. 当施設の利用目的が当施設の運営目的とかけはなれた使用を希望する者。
14. 利用上の規則を守らない者等。